

災害保障特約付団体定期保険



福岡商工会議所
独自の見舞金・祝金制度

会 | 員 | 事 | 業 | 所

生命共済制度

— 平成30年度 ご加入のご案内 —

24時間
365日保障^{※1}

業務上・業務外を問わず
不慮の事故から病気死亡まで

商工会議所独自の
見舞金・祝金^{※2}

(通院・結婚・出産・成人)

配当率 (平成28年度)

58.68%^{※3}

(5年間平均 約53%)

※1 業務上・業務外を問わず、不慮の事故・病気死亡まで、24時間365日保障します。

※2 不慮の事故による通院、結婚・出産・成人など当所独自の見舞金・祝金をお支払いします。
(生命保険ではありません)

※3 収支計算を行い剰余が生じた場合、配当をお支払いします。

お願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧いただき、保障内容等を十分ご理解の上、保障内容・保険金額・掛金等が契約者のご意向にあっているかを必ずご確認ください。



おせっかいを誇りとします。

福岡商工会議所



強い会社づくりに福利厚生の実を ～生命共済制度の特徴

本制度は福岡商工会議所が会員事業所の発展を願って推進している福祉事業のひとつです。役員および従業員とご家族の生活を保障し、勤労意欲を高め、ひいては事業の安定を図ることを目的とした制度で、次のような特色を備えております。

1 死亡・障がい・入院を1年365日24時間保障します

病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および障がい状態について、業務上・業務外を問わず24時間保障します(団体定期保険) **右ページ図1参照**

2 経営者・従業員・パート・アルバイトも含め、 ※65歳の方まで加入できます

事業所の福利厚生制度としてお役立ただけます

※契約(加入・更新)時点の保険年齢で65歳6ヵ月以下の方です **5・10ページ参照**

3 保険金・給付金の受取りを事業所(事業主)に することができます

保険金・給付金の受取り先に事業所(事業主)を指定することができます。事業所が受取った保険金・給付金をご加入者およびそのご遺族に対する慶弔見舞金などに充当することができます

4 掛金は全額損金または必要経費に算入できます

右ページ図2参照

5 会議所独自の見舞金・祝金制度があります

不慮の事故による通院または結婚、出産、成人された場合、当所独自の見舞金・祝金をお支払いします

※福岡商工会議所独自の制度であり、生命保険ではありません **右ページ図3参照**

6 剰余が生じたときは配当金として還元します

1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた場合には配当金としてお支払いします(団体定期保険)

【収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます】 **右ページ図4参照**

7 掛金は取扱金融機関の口座より自動的に振替えます

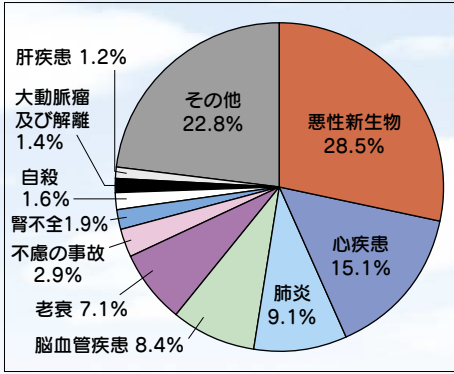
事業所がお持ちの福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行のいずれかの口座から振替えます

8 簡単な手続きでご加入いただけます

ご加入者の健康状態について簡単な告知でご加入できます

※但し、告知内容によっては、ご加入をお断りすることもあります

図1



不慮の事故による死亡は死因全体(1,307,748人)の**2.9%**(38,306人)、労災による死亡は死因全体の**0.07%**(928人)にすぎません。^(注1)

一方、死因上位10位までの死亡率で見ると、病気による死亡は**72.7%**(950,948人)となっています。

生命共済制度では、労災の上乗せ補償として、不慮の事故による通院や入院、加えて事故死亡から病気死亡までを広くカバーし、**企業の弔慰金制度**としてお役に立てます!!!

(注1)平成28年度における死亡災害発生状況(厚生労働省労働災害発生状況より)
※病気による入院・通院は保障の対象外です。

◀平成28年度 死因別死亡率(厚生労働省人口動態統計より)

保険金・給付金支払実績(過去3年間)

(標記期間中の福岡商工会議所支払実績を集計)(金額単位=千円)

支払年度	H28年度 (H28.4~H29.3)				H27年度 (H27.4~H28.3)				H26年度 (H26.4~H27.3)			
	請求件数	支払件数	支払金額	平均支払額	請求件数	支払件数	支払金額	平均支払額	請求件数	支払件数	支払金額	平均支払額
死亡・高度障がい	12	12	39,000	3,250	13	12	46,000	3,833	15	15	51,000	3,400
障がい・入院	41	40	9,540	239	35	35	7,838	224	41	37	7,459	201

図2

企業の形態	税法上のお取扱い	備考
法人	全額損金算入	福利厚生費(注2)
個人事業所	1.生命保険料の控除(注1)	被保険者が経営者
	2.全額必要経費算入	被保険者が従業員(注2)

(法人税法基本通達9-3-5-9-3-6の2、所得税法基本通達36-31の2、所得税法第37条)

(注1) 個人事業主および従業員がご自身のために負担された掛金(生計を一にする親族分を含む)は、災害保障特約部分の保険料および本共済制度の制度運営費を除いた金額、また配当金がある場合は、この配当金も差引いた金額が所得税法上、生命保険料控除の対象となります。(所得税法第76条)

(注2) 掛金は、役員・従業員の所得税の対象とはなりません。ただし、事業所が掛金を負担し、役員または部課長その他特定の従業員のみを加入者とし、加入者の遺族が保険金受取人となる場合、その掛金は役員・従業員の所得税の対象となりますのでご注意ください。

※記載の税務取扱は、平成30年3月現在の税制に基づくものです。
今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

図3 自家給付制度の支払実績(過去3年間)

(標記期間中の福岡商工会議所支払実績を集計)(金額単位=千円)

支払年度	H28年度 (H28.4~H29.3)		H27年度 (H27.4~H28.3)		H26年度 (H26.4~H27.3)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
通院見舞給付金	41	498	51	604	43	526
結婚祝金	68	538	102	856	81	712
出産祝金	200	1,696	168	1,326	172	1,474
成人祝金	24	164	14	68	22	154
合計	333	2,896	335	2,854	318	2,866

これまで、年間**約320~340名**の加入者の皆様にお役に立てました!!!

図4 福岡商工会議所 過去の配当実績(過去5年間)

対象年度	配当率
H28年度	58.68%
H27年度	54.61%
H26年度	55.64%
H25年度	48.66%
H24年度	46.69%

過去5年間の平均配当率 **52.86%**

※配当金支払いが決定した場合は、7月上旬に加入事業所の掛金振替口座にお支払いします。

当所会員の
約10社に1社
加入

生命共済の加入状況(平成29年4月1日現在)

加入事業所数	加入者数	加入口数	平均加入口数	平均加入年齢
1,742社	10,478人	42,190口	約4口	45歳

最適の条件をプランに合わせてお選びください。

保障の内容

保障の種類 ※(効力発生日より保障)		20口	18口	17口	16口	15口	14口	13口
災害保障特約付団体定期保険	1 不慮の事故による死亡・高度障がいのあるとき <死亡・高度障がい保険金+災害保険金(障がい給付金)> *うち災害保険金(障がい給付金)	2,700 万円 *700 万円	2,500 万円 *700 万円	2,400 万円 *700 万円	2,300 万円 *700 万円	2,200 万円 *700 万円	2,100 万円 *700 万円	2,000 万円 *700 万円
	2 病気による死亡・高度障がいのあるとき <死亡・高度障がい保険金>	2,000 万円	1,800 万円	1,700 万円	1,600 万円	1,500 万円	1,400 万円	1,300 万円
	3 不慮の事故で障がい状態になられたとき <障がい給付金第2級~第6級>	程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円
	4 不慮の事故で5日以上入院されたとき (120日限度)<入院給付金>	1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円

(注)

- ・上記1は、保険期間中に、効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡・高度障がい状態となられたとき、または効力発生日以後に発病した所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
- ・上記2は、保険期間中に疾病により死亡されたとき、または効力発生日以後の疾病により保険期間中に高度障がい状態となられたときにお支払いします。
- ・上記3は、保険期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に<別表>障がい給付金給付割合表の第2級~第6級に該当されたときにお支払いします。
- ・上記4は、保険期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院されたときにお支払いします。なお、入院給付金のお支払いは同一の不慮の事故について通算して120日分が限度となります。
- ・ご加入は、お1人につき20口(病気死亡保険金2,000万円)の欄に表示の保障額が限度です。(超過部分は無効です)

月額掛金(年齢別、および性別掛金表)

型		20口	18口	17口	16口	15口	14口	13口
主契約保険金		2,000	1,800	1,700	1,600	1,500	1,400	1,300
特約保険金		700	700	700	700	700	700	700
年齢	性別	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)
15~35歳	男性	4,518	4,174	4,002	3,830	3,658	3,486	3,314
	女性	3,573	3,313	3,183	3,053	2,923	2,793	2,663
36~40歳	男性	5,258	4,840	4,631	4,422	4,213	4,004	3,795
	女性	4,473	4,123	3,948	3,773	3,598	3,423	3,248
41~45歳	男性	6,318	5,794	5,532	5,270	5,008	4,746	4,484
	女性	5,013	4,609	4,407	4,205	4,003	3,801	3,599
46~50歳	男性	8,198	7,486	7,130	6,774	6,418	6,062	5,706
	女性	6,053	5,545	5,291	5,037	4,783	4,529	4,275
51~55歳	男性					8,623	8,120	7,617
	女性					5,848	5,523	5,198
56~60歳	男性							
	女性							
61~65歳	男性							
	女性							
66~70歳 (更新継続のみ)	男性							
	女性							

(注)

1. 上表の掛金には、生命保険料のほか、病気死亡保険金100万円につき64円の制度運営費が含まれております。
2. 上表の66~70歳の掛金は更新継続されるときは掛金で、新規加入および増口はできません。
3. 上記は、平成30年4月1日~平成31年3月末日までの保険期間に適用される、被保険者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合の掛金を表示しております。

さらに福岡商工会議所独自の見舞金・祝金制度がつき安心がアップ。

※福岡商工会議所独自の制度であり、生命保険ではありません。

充実した保障内容です。

12口	11口	10口	9口	8口	7口	6口	5口	4口	3口	2口	1口
1,900 万円 * 700 万円	1,800 万円 * 700 万円	1,700 万円 * 700 万円	1,600 万円 * 700 万円	1,500 万円 * 700 万円	1,400 万円 * 700 万円	1,200 万円 * 600 万円	1,000 万円 * 500 万円	800 万円 * 400 万円	600 万円 * 300 万円	400 万円 * 200 万円	200 万円 * 100 万円
1,200 万円	1,100 万円	1,000 万円	900 万円	800 万円	700 万円	600 万円	500 万円	400 万円	300 万円	200 万円	100 万円
程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円	程度により 70~ 490 万円	程度により 60~ 420 万円	程度により 50~ 350 万円	程度により 40~ 280 万円	程度により 30~ 210 万円	程度により 20~ 140 万円	程度により 10~ 70 万円
1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円	1日につき 10,500 円	1日につき 9,000 円	1日につき 7,500 円	1日につき 6,000 円	1日につき 4,500 円	1日につき 3,000 円	1日につき 1,500 円

*「高度障がい状態」とは、＜別表＞障がい給付金給付割合表の第1級に該当する場合をいいます。

*「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で委託保険会社の定めるものをいいます。

*「所定の感染症」とは、次の感染症で委託保険会社の定めるものをいいます。

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎＜ポリオ＞、ラッサ熱、クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱、マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病、エボラ＜Ebola＞ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群（SARS）（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。）

（単位：円）

12口	11口	10口	9口	8口	7口	6口	5口	4口	3口	2口	1口
1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100
700	700	700	700	700	700	600	500	400	300	200	100
(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)
3,142	2,970	2,798	2,626	2,454	2,282	1,956	1,630	1,304	978	652	326
2,533	2,403	2,273	2,143	2,013	1,883	1,614	1,345	1,076	807	538	269
3,586	3,377	3,168	2,959	2,750	2,541	2,178	1,815	1,452	1,089	726	363
3,073	2,898	2,723	2,548	2,373	2,198	1,884	1,570	1,256	942	628	314
4,222	3,960	3,698	3,436	3,174	2,912	2,496	2,080	1,664	1,248	832	416
3,397	3,195	2,993	2,791	2,589	2,387	2,046	1,705	1,364	1,023	682	341
5,350	4,994	4,638	4,282	3,926	3,570	3,060	2,550	2,040	1,530	1,020	510
4,021	3,767	3,513	3,259	3,005	2,751	2,358	1,965	1,572	1,179	786	393
7,114	6,611	6,108	5,605	5,102	4,599	3,942	3,285	2,628	1,971	1,314	657
4,873	4,548	4,223	3,898	3,573	3,248	2,784	2,320	1,856	1,392	928	464
9,502	8,800	8,098	7,396	6,694	5,992	5,136	4,280	3,424	2,568	1,712	856
5,581	5,197	4,813	4,429	4,045	3,661	3,138	2,615	2,092	1,569	1,046	523
							5,765	4,612	3,459	2,306	1,153
							3,215	2,572	1,929	1,286	643
							8,810	7,048	5,286	3,524	1,762
							4,390	3,512	2,634	1,756	878

4. 保険期間終了後、継続更新する場合の掛金は、更新時の保険料率および当団体の保険金総額等に基づいて算出しますので、変更となる場合があります。
5. 掛金は加入時・更新時の年齢に応じて上記のとおりとなります。年齢は満年齢の端数が6ヵ月以下の場合は切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げた年齢となります。

見舞金・祝金の種類		10口～20口	1口～9口
見舞金・祝金制度 福岡商工会議所独自の	通院見舞給付金 加入者が不慮の事故を直接の原因として7日間以上通院したとき（事故発生日後の通院7日目が含まれる年度期間内（4/1～3/31）の請求は1回限り）。（注1）	一律 20,000円	口数×2,000円
	結婚祝金 加入者が結婚（婚姻）したとき。		
	出産祝金 加入者の子供が生まれたとき。		
	成人祝金 加入者が20歳になったとき。		

（注）

1. 通院見舞給付金は、事故発生日後の通院7日目が含まれる年度期間内（4/1～3/31）の請求は1回限りです。同一事由による入院給付金等ほかの給付金を受け取られた場合にはお支払いできません。
2. 支給基準は、通院見舞給付金は通院7日目時点における加入口数。その他の祝金は発生日における加入口数となります。
3. 申請の有効期間は発生日を含め180日以内とします。

“手続きは簡単”ご加入に際してのご案内

加入資格

福岡商工会議所会員事業所(特定商工業者を含む)の事業主および役員・従業員の方

ご加入対象		年齢(保険年齢)(※)	病気死亡保険金額
ご本人	新規加入・増口・更新	14歳6カ月超50歳6カ月以下	1口(100万円)~20口(2,000万円)
		50歳6カ月超55歳6カ月以下	1口(100万円)~15口(1,500万円)
		55歳6カ月超60歳6カ月以下	1口(100万円)~12口(1,200万円)
		60歳6カ月超65歳6カ月以下	1口(100万円)~5口(500万円)
	更新のみ	65歳6カ月超70歳6カ月以下	1口(100万円)~5口(500万円)

(※)保険年齢の考え方については、10ページをご覧ください。

(注1) 増口の場合は増口部分も上記に準じます。

(注2) 特に危険な職種に従事する事業所に対しては加入を制限させていただくことがあります。

(注3) 「加入申込書」および「告知書」にもとづき、委託保険会社が承諾しない場合は、ご加入になれません。

(注4) 過去1年以内に傷病等により医師の治療・投薬を受けたことのある方は、その程度によりご加入できない場合があります。

会員事業所が当所を退会されたり、加入従業員の方が会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合は、本共済制度を継続することはできません。

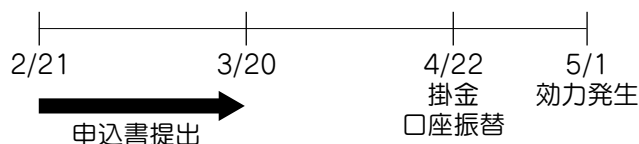
効力の発生日

毎月20日までにお申込みのあった分については、翌月22日に初回の掛金を取扱金融機関の口座より振替えます。口座振替ができたご契約につき、振替日の翌月1日から効力が発生します。

(注1) ご提出いただいたお申込書の不備解決等ができない場合は、第一回目の掛金振替ができませんので、効力が発生いたしません。

(注2) 第1回掛金が、預金口座の残高不足などご加入者の責に帰すべき事由によって、口座振替ができなかったときは、効力は発生いたしません。

(例)



毎月のお申込締切日の20日が(土)・(日)・(祝)の休業日にあたる場合がありますので、毎月16日までにお申込手続きをお願いいたします。

被保険者の同意確認(団体定期保険加入・増額・減額時)

加入・増額・減額時には、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容について了知し、加入・増額・減額に同意することが必要ですので、お申込みの際は、被保険者の記名・押印のある各種申込書をご提出いただきます。

被保険者証の発行

ご加入者に対しては「団体定期保険被保険者証」を発行します。

保険期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間です。年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日(効力発生日)から年度末(平成31年3月31日)までとなります。その後は特にお申し出のない限り、毎年4月1日に自動的に更新して継続します。

更新継続

○更新日時時点で70歳6カ月以下の方は、次回更新日の前日まで継続できます。

ただし、16口以上にご加入された方は、50歳6カ月を超えた時点の更新時に15口に減口、55歳6カ月を超えた時点の更新時に12口に減口、また60歳6カ月を超えた時点の更新時に5口に減口させていただきます。

○更新時に年齢が70歳6カ月超となる場合には更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。

なお、同一の保険期間内にお支払いした保険金等の金額が著しく過大と認められる事業所については、そのご契約の更新が認められない場合があります。

※毎年更新時に被保険者数が所定の数に満たない場合、または加入率等所定の要件を充足していない場合、当制度の更新ができないことがあります。

※年齢は全て保険年齢で表記しています。

掛金のお払込み

掛金は毎月22日に、取扱金融機関の口座より自動的に振替えさせていただきます。ただし、22日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振替えとなります。

(注1) 口座振替ができなかった場合は翌月に2カ月分振替えさせていただきます。

2カ月連続して振替ができなかった場合はさかのぼって効力がなくなりますのでご注意ください。

(注2) 金融機関口座の変更があった場合は、すみやかに福岡商工会議所会員組織・共済グループにご連絡のうえ変更手続きをしてください。

(注3) 掛金の振替事務については、日本システム収納㈱に委託しております。

保険金のご請求および脱退の手続き

保険金等のご請求に際しては、必要書類によって請求手続きを行ってください。団体定期保険部分の保険金等の請求時には、次の方が請求内容について了知(支払請求書への署名・捺印)していることが必要です。

死亡保険金・災害保険金/労働基準法施行規則第42条および第43条に定める遺族補償を受けるべき者
高度障がい保険金・入院給付金・障がい給付金/被保険者

なお、この制度から脱退される場合は、すみやかに福岡商工会議所会員組織・共済グループに、所定の用紙によりご連絡ください。なお、脱退日は書類着信月の翌月1日となります。

入院給付金、通院見舞金ご請求について

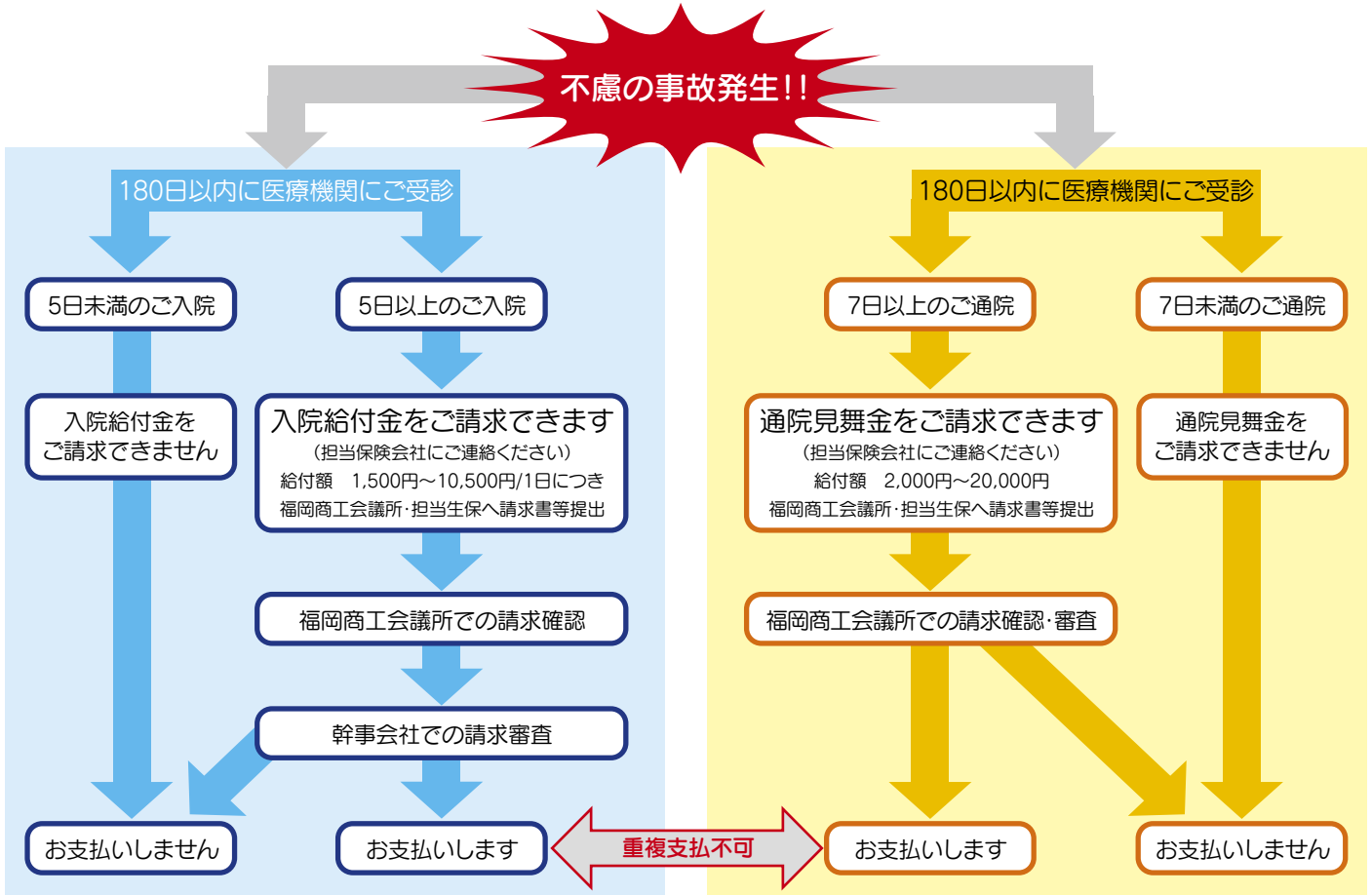
生命共済制度保障内容

保険としての保障制度			
主契約	死亡保険金	死亡のとき	
	高度障がい保険金	所定の高度障がい状態になられたとき	
特約	災害死亡保険金	事故による	死亡のとき
	障がい給付金	事故による	所定の障がい状態になられたとき
	入院給付金	事故による	5日以上入院(入院日数120日限度のとき)

会議所独自の祝金・見舞金制度	
通院見舞金	加入者が不慮の事故を直接の原因として7日間以上通院したとき (事故発生日後の通院7日目が含まれる年度期間内(4/1~3/31)の請求は1回限り)
結婚祝金	加入者が結婚(婚姻)したとき
出産祝金	加入者の子供が生まれたとき(加入者は男女問いません)
成人祝金	加入者が20歳になったとき

※生命保険ではありません

請求の流れ



※請求後の審査の結果、お支払が出来ない場合もございます。

※上記の請求の流れを必ず確認の上、請求手続をお願い致します。

注意 通院見舞金の請求期限について

※請求の有効期限は発生日を含め180日以内、当所必着です。
※支給要件については4Pおよび別紙福岡商工会議所独自給付「見舞金・祝金制度」についてをご確認ください。



障がい給付金給付割合表

<別表>

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級 (高度障がい)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 	10割
第2級	<ol style="list-style-type: none"> 8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障がいが生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの 	7割
第3級	<ol style="list-style-type: none"> 12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの 	5割
第4級	<ol style="list-style-type: none"> 18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの 	3割
第5級	<ol style="list-style-type: none"> 28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの 	1.5割
第6級	<ol style="list-style-type: none"> 37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの 	1割

ご 注 意

次の場合には免責または解除となり、保険金または給付金をお支払いできない場合がありますのでお申し込みの際に特にご注意ください。

死亡保険金または 高度障がい保険金の お支払いができない場合

- 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
- 被保険者の故意により高度障がい状態となったとき
- 契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させ、または高度障がい状態にさせたとき
- 戦争その他の変乱により被保険者が死亡し、または高度障がい状態となったとき
- 加入申込の際、故意または重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり不実の記載をしたとき

災害保険金、障がい給付金、 入院給付金のお支払いが できない場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障がいを原因とする事故によるとき
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転中
または酒気帯び運転(これに相当する運転を含む)中に生じた事故によるとき
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

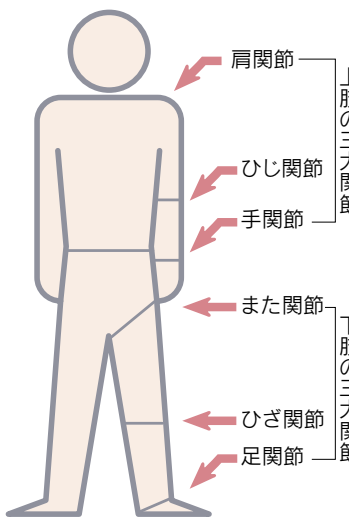
詐欺取消、不法取得目的 による無効または重大 事由による解除

次の場合には保険契約自体が取消、無効または解除となり保険金等をお支払いできません。

- 保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に詐欺行為があった場合
- 保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合
- 保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等

(注) 増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読替えてください。

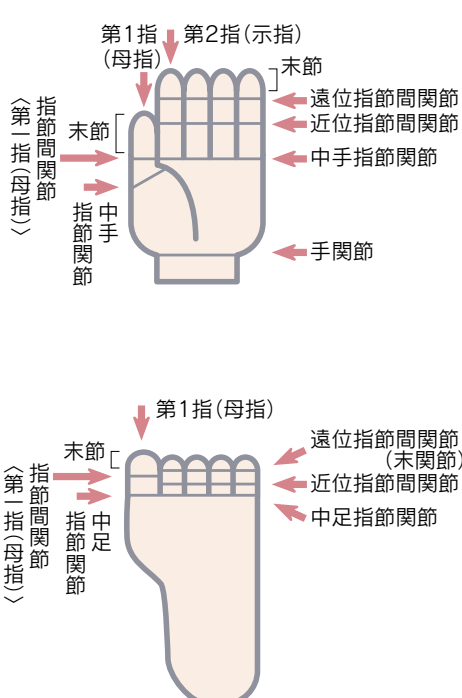
身体部位の名称などはつぎのとおりとなります。



1. 「上、下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

2. 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

3. 「関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で、回復の見込がない場合をいいます。



1. 手指の障がいについては、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障がいにつきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

2. 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

3. 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節<第1指(母指)においては指節間関節>の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

1. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

2. 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節<第1指(母指)にあつては指節間関節>が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

ご 注 意

- この制度のすべての給付金は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われますが、本表以外の障がい状態等については給付はありません。
- 障がい給付金は同一事故について災害保険金を限度とし、かつ同一保険期間について災害保険金を限度とします。また、災害保険金お支払いの際は、同一事故に関してすでにお支払いした障がい給付金があるときは差引きます。

団体定期保険 契約概要

この「団体定期保険 契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。当紙面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等については本資料の該当箇所を必ずご確認ください。

商品名称

災害保障特約付団体定期保険

●この商品の特徴について

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。

保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



※年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日(効力発生日)から年度末(平成31年3月31日)までとなります。

お引受けの条件について

加入資格、選択可能な保険金額ランク、付加される特約の有無および更新可能年齢・更新時の年齢による保険金額制限(自動減額等)などにつきましては契約者(団体)ごとの制度内容により異なります。詳しくは必ず本資料の該当箇所をご確認ください。

保険金や給付金が支払われる場合について

保険金をお支払いする事由の概要は次のとおりです。

- ・保険期間中に死亡された場合
- ・加入日(効力発生日)以後、保険期間中に傷害または疾病によって、所定の高度障がい状態になった場合

※お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

高度障がい保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障がい保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

※付加される各種特約についてはP3～P4・P9をご確認ください。

掛金について

掛金は、毎年更新時に加入者の加入状況・年齢・保険金総額等に基づき、契約(団体)ごとに算出し変更します。よって、掛金が変わることがあります。また、お支払方法、お支払経路等も契約(団体)ごとに異なります。詳しくは必ずP3～P4・P5をご確認ください。

配当金について

この保険は1年ごとに収支決算を行い、剰余が生じた場合は配当金をお支払いします。

※収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます。

※配当金の支払いが決定した場合は、7月上旬に事業所の掛金振替口座にお支払いします。

制度からの脱退について

制度から脱退すると、保障等がなくなります。また、掛金をお払いいただいた期間中は保険契約上の責任を負います。なお、この商品には脱退による払戻金はありません。

※2ヵ月連続で掛金が振替出来なかった場合もさかのぼって効力がなくなり、脱退となります。

死亡保険金受取人について

個別に指定された方が受取人となります。詳細は、加入申込書でご確認ください。

※本人の死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、団体へ書面での申し出により変更することができます。

委託保険会社および委託割合について

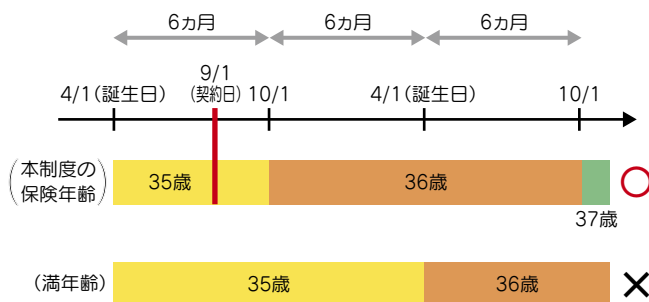
委託保険会社および委託割合については、本資料のP14に記載の「委託保険会社および委託割合」をご確認ください。

保険年齢について

保険年齢とは、契約年齢ともいい、保険料を決める基準となる年齢のことです。

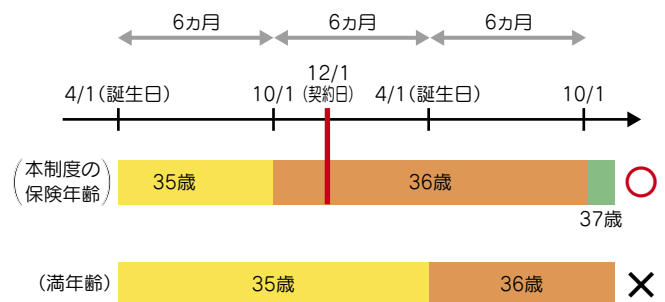
本制度では契約(加入・更新)時点で満年齢の端数が6ヵ月以下の場合は切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げた年齢となります。

(例)4/1に35歳となった人が、9/1を契約日として加入する場合



この場合、満年齢の35歳が保険年齢となります。

(例)4/1に35歳となった人が、12/1を契約日として加入する場合



この場合、満年齢よりも1歳上の36歳が保険年齢となります。

団体定期保険 注意喚起情報

この「団体定期保険 注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては本資料の該当箇所を必ずご確認ください。

告知に関する重要事項

正しく告知いただくために重要な事項を記載しておりますので、告知していただく前に必ずご確認ください、内容ご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。

1. 健康状態について、ありのままを告知してください。(告知義務)

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人が告知をしていただく義務があります。告知は公正な生命保険の引受判断のための重要な事項ですので、ご加入のお申込みにあたっては、「加入申込書」および「告知書」で当社がおたずねすることについて事実を正確にもれなく記入(告知)してください。

2. 生命保険会社の職員や契約者の職員へお話しいただいても告知したことはありません。

生命保険募集人(代理店を含む)や契約者(団体)の職員等は告知受領権がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

3. 傷病歴等がある場合でも、すべてのご加入をお断りするものではありません。

現在および過去の健康状態によっては、ご契約者間、またはご加入者間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることもございますが、傷病歴があったとしても、現在の健康状態によってはご加入をお引受できる場合がございます。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約の全部または一部を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

「加入申込書」および「告知書」記載のことがらについて、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金・給付金が支払われない場合があります。

※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消となる場合があります。この場合、すでにお申込みいただいた掛金はお返しいたしません。)

加入資格について

この保険は、団体の所属員であるなどの所定の加入資格を満たしている方以外の方はご加入できません。また、ご加入後に団体を脱会されたり会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合は、ご加入は継続できません。加入資格の詳細につきましてはP5「加入資格」を必ずご確認ください。

ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

ご契約の責任開始期について

ご提出された「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社にご加入を承諾した場合に、委託保険会社は所定の「加入日(効力発生日)」からご契約上の責任を負います。具体的な「加入日(効力発生日)」につきましてはP5「効力の発生日」を必ずご確認ください。生命保険募集人(代理店を含む)には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

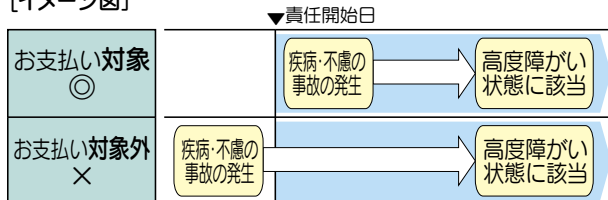
①免責事由(死亡・高度障がい保険金の場合)

- 加入日(効力発生日)以後または復活日以後から1年以内における被保険者の自殺
- 契約者、保険金受取人の故意
- 戦争その他の変乱

②加入日(効力発生日)前の疾病や不慮の事故

- 加入日(効力発生日)前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合
※なお、その疾病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

[イメージ図]



③告知義務違反

- 契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

④詐欺取消・不法取得目的による無効

- 契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消された場合、または契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があつて、契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

⑤重大事由解除

- 契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

脱退による払戻金について

この商品には、脱退による払戻金はありません。

個人情報のお取り扱いについて

福岡商工会議所(以下「本会議所」という。)は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄)を当制度の事務手続き、各種サービスのご案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社(日本システム収納株式会社)へ提供します。

委託保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。また、委託保険会社は、上記①の目的の範囲内で、本会議所、再保険会社および他の保険会社等に提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を、口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために、必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

◎保険金受取人の個人情報のお取り扱いについて

ご指定いただいた保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

◎委託保険会社における機微(センシティブ)情報のお取り扱いについて

個人情報のうち保健医療等の機微(センシティブ)情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。

生命保険契約者保護機構について

委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)】

午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページアドレス;<http://www.seihohogo.jp/>

生命保険協会における 「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス;<http://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保険金・給付金等のお支払いに関する 手続き等の留意事項

保険金・給付金などのご請求は、契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本資料・委託保険会社のホームページ等にも記載しておりますので、併せてご確認ください。

(大同生命保険株式会社ホームページアドレス;
<https://www.daido-life.co.jp/>)

複数の保険金・給付金等の支払事由に 該当する可能性について

保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

個人情報のお取り扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客様の個人情報をお取り扱いいたします。

ご加入の際には、個人情報のお取り扱いの詳細について、P12「個人情報のお取り扱いについて」を必ずご確認ください、同意のうえお申込みください。

ご照会について

【制度に関するご照会】

本資料の最終ページに記載の契約者(団体)の「お問合せ先」をご確認ください。

【当紙面(「契約概要」、「注意喚起情報」)に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 団体保険課
電話番号:06-6447-6226
〈受付時間〉 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く。)

委託保険会社および委託割合

大同生命保険株式会社(事務幹事会社) (63.25%)	アクサ生命保険株式会社	(29.64%)
第一生命保険株式会社 (1.39%)	日本生命保険相互会社	(1.23%)
富国生命保険相互会社 (1.11%)	三井生命保険株式会社	(0.84%)
住友生命保険相互会社 (0.78%)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	(0.40%)
ジブラルタ生命保険株式会社 (0.40%) (旧AIGエジソン生命保険株式会社)	メットライフ生命保険株式会社	(0.32%)
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 (0.31%)	明治安田生命保険相互会社	(0.20%)
三井住友海上あいおい生命保険株式会社 (0.13%)		(順不同)

※上記の委託保険会社および委託割合は平成30年4月以降のもので、委託保険会社および委託割合は、将来、契約者(福岡商工会議所)の決定により変更される場合があります。(保険期間中でも変更される場合があります)

○委託保険会社各社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの割合による保険契約上の責任を連帯することなく負いますので、委託保険会社各社の業務または財産の状況により、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。

○委託保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

掛金口座振替取扱金融機関

下記の金融機関の口座でお願いします。

福岡銀行(本店および各支店)

西日本シティ銀行(本店および各支店)

福岡中央銀行(本店および各支店)

(順不同)

※平成30年3月現在

お申込手続きについて

- ご加入口数はご加入者お1人につき20口を限度として自由にお決めいただけます。
- 加入手続きの詳細については、普及員または福岡商工会議所会員組織・共済グループへおたずねください。
- お申込みは毎月20日に締切らせていただきます。(ただし、20日が(土)・(日)・(祝)の休業日にあたる場合がありますので、毎月16日までにお申込手続きをお願いいたします。)

●この制度の団体定期保険部分は商工会議所が生命保険会社と締結した「災害保障特約付団体定期保険契約」に基づいて運営されます。

したがって、お申込みのご契約については委託保険会社の「団体定期保険普通保険約款」および「団体定期保険災害保障特約条項」が適用されます。

●福岡商工会議所独自の見舞金・祝金制度は生命保険ではありません。

●この制度は、その運営を安全かつ円滑にするため内容の一部を変更することがあります。

※この資料は、平成30年2月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容は変更することがあります。

生命共済制度Q&A

○どんな保障があるの？(P3~4参照)

がんや高血圧、糖尿病など全ての病気死亡と災害死亡保障(いずれも高度障がい含む)や打撲、骨折等の不慮の事故による入院保障、障がい状態になられた場合の保障があります。また、不慮の事故による通院や結婚、出産、成人された場合は、当所独自の見舞金・祝金を支給します。

※独自の見舞金・祝金は生命保険ではありません。
(病気による入院・通院・障がいは保障対象外です)

○仕事中だけの保障なの？(P1参照)

業務中・業務外を問わず24時間365日保障します。

○保険期間は？

保険期間は4月1日~3月31日までの1年間です。年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日(効力発生日)から次回更新日の前日(3月31日)までとなります。その後は特にお申し出のない限り、毎年更新日(4月1日)に自動的に更新して継続します。

○誰が加入できるの？(P5参照)

会員事業所(特定商工業者を含む)に属する経営者と従業員のほか、経営者が認めればパートやアルバイト等の方も加入できます。一部の方のみを加入させることも可能です。非会員事業所の場合は、当所への会員入会手続きが必要となります。

○加入できる年齢は？(P5参照)

新規加入(増・減口・更新含む)できるのは、加入日時時点の保険年齢で14歳6カ月超~65歳6カ月以下の方です。その後、65歳6カ月超~70歳6カ月以下の方は更新継続のみ可能です。

○加入手続きは面倒なの？(P5・11参照)

申込書にご記入ご捺印いただくだけで、とても簡単にお手続きいただけます。

ただし、新規加入(増口含む)時には、ご加入申込者各人の健康状態についての告知が必要です。告知事項がある場合は、告知いただきますが、告知内容によっては加入をお断りすることもございます。

○掛金は高いの？(P3~4参照)

割安な掛金で安心の保障(災害死亡時最高2,700万円)が得られます。

(例)35歳男性で1口加入の場合

掛金326円 災害入院1,500円/日 病気死亡・高度障がい100万円 災害死亡・高度障がい200万円 他

○掛金は増・減口しない限りは ずっと変わらないの？(P3~5参照)

更新時(4月1日)には、年齢と加入口数に応じて掛金が上がることがあります。また、更新時の年齢により、加入できる口数の上限が変更になり、自動的に掛金が増減することがあります。

※3月中旬に送付する「更新時掛金のご案内」でお知らせします。

担当者

○配当金はあるの？(P2・10参照)

1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しいたします。平成28年度実績は58.68%(過去5年間の平均配当率約53%)となっております。

※収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます。

※配当金の支払いが決定した場合、7月上旬に加入事業所の掛金振替口座にお支払いします。

○給付金や保険金の受取人は誰なの？(P6・10参照)

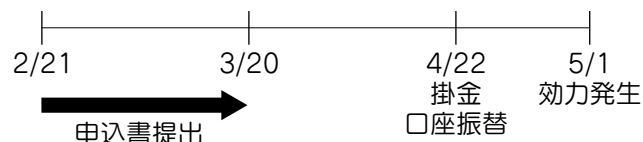
事業所が掛金を負担する場合、給付金や死亡・高度障がい保険金の受取人は、法人の場合は法人事業所、個人事業所の場合は代表者を指定することができ、事業所の慶弔見舞金などに充当できます。個人事業所の代表者本人が被保険者として加入の場合、または被保険者自身が掛金を負担する場合の給付金の受取人は被保険者本人、死亡・高度障がい保険金の受取人はその遺族を指定できます。

※請求時には、被保険者本人もしくは遺族の了知(支払請求書への署名・捺印)が必要となります。

○加入申込から効力発生(加入成立)までの スケジュールは？(P5参照)

保険会社による手続き後、毎月20日までに当所にお申込みのあった分については、翌月22日(土日祝日の場合は翌営業日)に初回の掛金を取扱金融機関の口座より振替えます。口座振替ができたご契約につき、振替日の翌月1日から効力が発生します。

(例)



○掛金の収納方法は？(P5参照)

掛金は事業所の口座(法人事業所は法人口座、個人事業所は代表者の口座)から毎月22日(土日祝日の場合は翌営業日)に口座振替で収納させていただきます。

※掛金振替口座は、福岡銀行・西日本シティ銀行・福岡中央銀行の3行のみです。

※現金による窓口入金やお振込、年一括払いは出来ません。

※2カ月連続で口座振替できなかった場合は、効力がさかのぼってなくなりますのでご注意ください。

○掛金の税法上の処理は？(P2参照)

事業所が負担する掛金は全額必要経費、損金に算入できます。個人事業主および被保険者負担の掛金は生命保険料控除の対象となります。

この制度についてのお問合せは

福岡商工会議所 会員組織・共済グループ

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28
電話 441-2845(直)